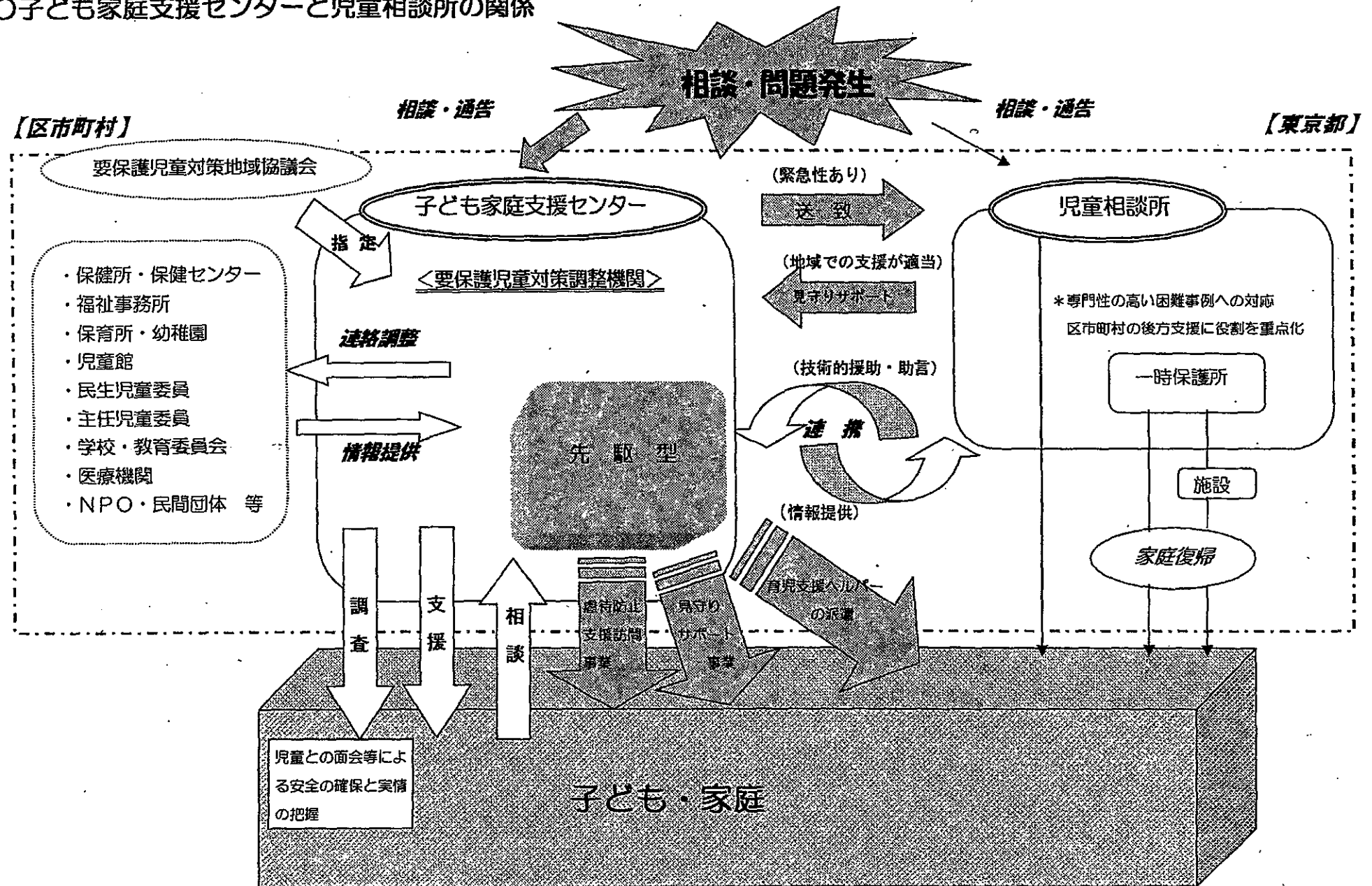


# 子ども家庭支援センター事業の概要

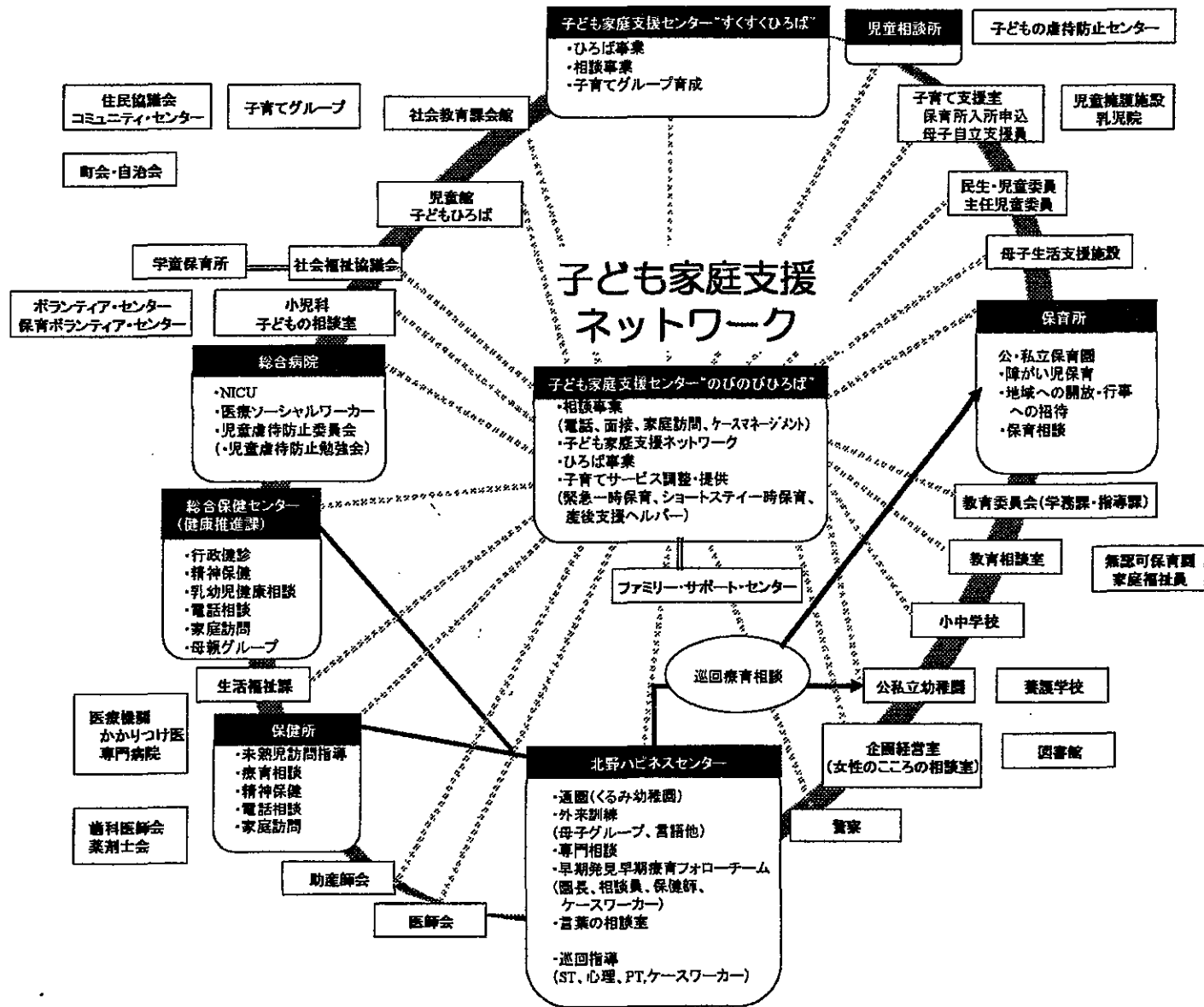
(平成17年4月予定)

基本的な考え方	趣 旨	子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、関係機関と連携しながら、子どもと家庭を支援するネットワークの構築を図る。													
	実施主体	区市町村。ただし、社会福祉法人へ委託して行うこともできる。(設置単位は区市町村に概ね1か所。)													
	センターの種類	①先駆型子ども家庭支援センター(以下「先駆型」という。) ②従来型子ども家庭支援センター(以下「従来型」という。) ③小規模型子ども家庭支援センター(以下「小規模型」という。)													
	実施事業	先駆型は、①子ども家庭総合ケースマネジメント事業(総合相談、在宅サービスの提供・調整、サービス調整(関係機関の連携による援助の実施))、②地域組織化、③要支援家庭訪問事業(虐待家庭等に対する見守りサポート、虐待を未然に防止するための虐待防止支援訪問、育児支援ヘルパー派遣の各事業)、④在宅サービス基盤整備事業を実施する。 従来型及び小規模型は、①②の事業を行うほか、④の事業を実施することができる。													
事業内容(先駆型)  ※①②のみは従来型・小規模型	①総合相談等による事業	総合相談	(相談内容) ケースマネジメントの手法により、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じる。保護者はもちろん、子ども自身からの相談にも応じる。 (関係機関との連携) 保健、福祉、医療、教育等の専門機関と連携して子ども家庭支援ネットワークの構築、ケース会議や調整会議を開催する等、総合的支援のコーディネートを実施。												
		子ども家庭在宅サービス等の提供	(事業内容) センター及び他の児童福祉施設等において、①ショートステイ事業、②トワイライトステイ事業、③一時保育事業(訪問型含む)、④産後支援(育児支援)ヘルパー事業を提供するほか、地域のニーズに応じた子育て支援サービスの実施に努める。 (情報提供) 地域で子育て家庭に提供されている様々なサービスの実施状況を把握し、インターネット等を活用して広く情報提供をするなど、子育て家庭への利便性の向上を図る。												
		サービス調整	児童相談所や保健所等の関係機関と連携し、個々の相談者が抱える問題に最も適した解決が図られるよう関係機関と調整する等、相談内容に応じた適切な指導・援助を行う。												
	②地域組織化事業	① 子育てグループ等地域のグループ活動の支援 ② ボランティア育成、ボランティア団体の支援やボランティアに関する情報提供、活用 ③ 相談の結果分析やアンケート調査等による地域の福祉ニーズの調査研究 等の活動を地域の実情に応じて実施する。													
	③要支援家庭サポート事業	見守りサポート事業	児童相談所と連携し、軽度の児童虐待が認められるが、在宅での指導が適当と判断される家庭及び児童虐待により児童相談所が一時保護若しくは施設措置等をした児童が家庭復帰した後の家庭等への支援を行う。												
		虐待防止支援訪問事業	親の不適切な養育態度など生活環境に問題のある家庭、極度な養育不安など精神・心理的問題を抱える家庭、乳幼児健康診査実受診家庭、未熟児や多胎児の家庭など子どもの健全な成長が懸念される家庭等に対する相談・指導を行う。 家庭における発達相談が必要な場合には、家庭状況等に即した発達指導等を行う。												
		育児支援ヘルパー事業	産褥期の母子に対する育児相談や簡単な家事等の援助など、養育支援が必要と思われる家庭にヘルパーの派遣を行う。家庭の状況に応じて、虐待防止支援訪問事業につなげることが有効である。												
	④在宅サービス基盤整備事業	地域における在宅サービスの量的な充実を図るため、区市町村が実施する子ども家庭在宅サービス事業の担い手となりうる養育家庭の普及等の活動を行う。													
	運営協議会	センターの運営に資するため、住民、民間団体及び関係行政機関等を構成者とする運営協議会を設置する。 運営協議会は、センターの基本的な活動内容及び運営方法について検討し、区市町村長に対し必要な意見を述べるほか、センターの活動に参加・協力する。													
	職員体制	区 分	種別	資格等	相談	サービス決定	サービス調整	地域組織化	見守りサポート	虐待防止支援	基盤整備	◎主担当 ○補助	施設整備	原則として次の施設を設ける。 ① 相談室(相談の秘密が守られること) ② 地域活動室(講習会、グループ活動用) ③ 交流スペース ④ 事務室(他のスペースと代替可) ※合築施設等への分散配置も可。 ※②と③は共用可	
子ども家庭支援ワーカー			常2 非1	社会福祉士、保健師、経験豊富者等	◎ ◎	◎ ○	◎ ○	○ ○	○ ○	○ ○	◎ ○				
専門相談員			非1	医師、保健師、教育関係者等	◎										
地域活動ワーカー			非1	活動経験者等				◎							
虐待対策ワーカー			常1	社会福祉士、保健師、心理学専攻者等	○	○	○		◎	◎					
※小規模型は、子ども家庭支援ワーカーとして非常勤1名の配置で可(このほか、児童福祉業務に従事する常勤職員が兼務することが必要)															

# ○子ども家庭支援センターと児童相談所の関係



# 三鷹市における子ども家庭支援に関わる社会資源とネットワーク



# 三鷹市子ども家庭支援ネットワークの概要

(平成17年度全体会資料)

## I 平成16年度のネットワークの運営状況

### 1 子ども家庭支援センターの総合相談機能の浸透とネットワークの拡充効果

14年度は、従前の就学前児童を中心とした関係機関に加えて、教育委員会指導室、教育センター教育相談室、私立幼稚園協会等の教育領域を中心に医療の中核を担う三鷹市医師会や三鷹市助産師会、児童養護施設に、さらに三鷹警察署、私立保育園園長会が加わりネットワークが拡大しました。15年度には、更なる拡大ということで、地域福祉の中核を担う三鷹市社会福祉協議会の参加もいただき、学童保育所での支援の強化が図られました。このように、各分野のネットワークへの参加により、個々の家庭や子どもへの支援がよりスムーズになったことは言うまでもありません。そして、小中学校においては「教育相談者会議」等の教育関係の会議に出席することにより、子ども家庭支援センターの活動やネットワークを通じた支援の必要性が浸透し、16年度は前年度に増して多くの子どもの相談が学校現場から寄せられるようになってきました。

なお、児童虐待など深刻で複雑な問題を抱えるケースの支援については、子ども家庭支援センターは16年度より「先駆型子ども家庭支援センター」として虐待防止訪問事業や見守りサポート事業にも取り組み、より一層、児童虐待の予防的取り組みや地域における見守りの機能強化を図ってきましたが、そこでも地域におけるネットワークは欠かせないものとなっています。一時保護につながるケースも増えていますが、家庭引き取り後の地域での支援も必要とされています。児童相談所との一層の連携を図りながら、ファミリー・ソーシャルワークの視点に立ち、問題を家族全体のなかで捉えながら支援を行ってきました。

### 2 子ども家庭支援ネットワークの活動状況

#### (1) 連絡会 (全体会)

平成16年5月25日開催

#### (2) 定例会 (5回)

- ① 4/13      ② 7/20      ③ 9/14  
④ 1/11      ⑤ 3/15

#### (3) 研修会 (3回)

- ① 6/15・7/8

「児童虐待防止法の改正を受けての地域支援の課題と取り組み」

講師：磯谷 文明 (くれたけ法律事務所・弁護士)

- ② 12/7

「相談の受け方」ロールプレー

講師：石川 ゆう他2名 (虐待防止センター・専門相談員)

- (4) ケース検討会  
23ケース 延べ27回
- (5) 専門相談  
47ケース 延べ88回  
(専門職による関係機関の職員へのアドバイス・フォローアップ/心理相談等)
- (6) 子ども家庭支援センター相談件数
- ① 単発相談 延べ1,211件  
継続相談 延べ1,788件 計 2,999件  
(うち連携実件数 243件、虐待関連実件数 216件 同新規実件数61件)
- ② 母子相談におけるDV関連相談件数  
112件 (DVでの一時保護 6件)

<ネットワーク構成機関>

三鷹市	健康福祉部	子ども家庭支援センター(事務局)	市以外の関係機関	東京都杉並児童相談所
		子育て支援室		東京都多摩府中保健所
		市立保育園		警視庁三鷹警察署
		市立母子生活支援施設		東京都母子自立支援員
		生活福祉課		三鷹市医師会
		健康推進課		三鷹市助産師会
	教育委員会	北野ハビネスセンター		私立保育園及び保育室
		指導室		私立幼稚園
		市立小、中学校及び幼稚園		民生・児童委員及び主任児童委員
		生涯学習課(児童青少年係)		朝陽学園(児童養護施設)
		社会教育会館		三鷹社会福祉協議会
		児童館(東・西)		杏林大学医学部付属病院
	企画部	むらさき子どもひろば		あきやまこどもクリニックこども相談室
		教育センター教育相談室		
		企画経営室		
		(平和・女性・国際化推進係)		

II 平成17年度のネットワークの運営方針について

1 ネットワークの位置づけについて

東京都では、各市町村が地域における関係機関が連携し、子ども家庭支援センターが中核となって児童虐待防止のためのネットワークを整えるよう「児童虐待防止協議会」の設置を推進して来ました。したがって、本市では「子ども家庭支援ネットワーク」を本協議会に位置づけています。今年度は、児童福祉法に基づく「要保護児童対策地域協議会」へ

発展的に移行していきます。

三鷹市子ども家庭支援センターは16年度より「先駆型子ども家庭支援センター」としての機能を強化し、児童相談所との一層の連携により、子育てに問題を抱えた家庭への支援や養育家庭の拡大支援に向けた取り組みを行なってきました。児童虐待の防止と早期発見・通告・早期対応のシステムにおいては、ネットワークの重要性はいうまでもありません。よって、引き続き子ども家庭支援ネットワークをドスメティク・バイオレンス防止および児童虐待防止、要保護児童支援の要と位置づけて運営していきます。

## 2 ネットワーク内の連携強化について

三鷹市のネットワークは、質の高さで広く評価されていますが、小中学校をはじめとする教育領域での子ども家庭支援センターの認知度もまだ十分とは言えず、子ども家庭支援ネットワークの活動が浸透していない側面もあります。

しかしながら、個別ケースを通して徐々にセンターの活動への認知が深まり連携も進んでいます。15年度から社会福祉協議会のネットワークへの参加もあり、学童保育所との支援連携の強化が図られ、教育領域へのネットワークがより拡大しました。更に今年度は、これまでも個別の連携を積み重ねてきた医療機関やこども相談室の参加により一層の強化へと繋がりました。このように、1つ1つケースを通してながら、それぞれの機関との連携を図り、今年度も引き続きネットワークの活動のPRに努めると同時に、小中学校への連携の強化にもなお一層の努力をしていきます。

## 3 子ども家庭支援ネットワークの「要保護児童対策地域協議会」への移行について

平成17年4月施行された改正児童福祉法では、虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、より身近な市区町村に対し、「要保護児童対策地域協議会」の設置を求めています。「要保護児童対策地域協議会」では、情報を一元的に把握して関係機関の役割分担の調整や相互の連携を図りながら、相談、通報の受理から具体的な支援に至るまでを行なっていくこととなります。

三鷹市においては、今年度「要保護児童対策地域協議会」への移行を予定しています。そこで、検討委員会（弁護士・教育委員会指導室・総合保健センター・児童館・公立保育園・ハピネスセンター・支援センターにより構成）を設置し、協議会設立に向けて議論を積み重ねながら、各機関の認識を共通にした上で、移行を図っていきます。

## 4 ネットワーク業務における個人情報保護について

今年4月の個人情報保護法改正に伴いこれまで以上に個人情報保護義務が強化されましたが、児童虐待防止法に規定されているように虐待（が危惧される）ケースの情報提供は可能とされています。また、「要保護児童対策地域協議会」移行後は民間の各構成機関にも守秘義務が課せられることになり構成機関内の情報のやり取りがより保障されることとなります。ただし、必要最低限の情報内容を必要な関係機関（者）のみに制限し取り扱うなどの細心の注意が必要です。

5 スーパーバイザーの活用について

個別ケースの検討やネットワークの運営について、以下のメンバーに専門家としての助言指導を受けながら対応しています。

17年度は次の8人の専門家にスーパーバイザーを依頼しています。

区分	氏名	所属
精神科医	野田 順子	野の花メンタルクリニック
弁護士	磯谷 文明	くれたけ法律事務所
臨床心理士	内田 江里	
臨床心理士	三山 岳	
臨床心理士	鍛冶みゆき	
精神保健福祉士	田村 操	
児童家庭福祉研究者	山本 真美	淑徳大学
小児科医	松田 博雄	淑徳大学

6 子ども家庭支援ネットワーク定例会のスケジュール (予定)

月	会議等	司会	書記	情報及び事例提供機関
4	定例会 (第1回)	支援センター	東児童館	
5				
6	連絡会 (全体会)			
7	定例会 (第2回)	東児童館	生活福祉課	大学付属病院 クリニック子ども相談室
8				
9	定例会 (第3回) 研修 (発達障害一就学 前・就学後)	西児童館	公立保育園	母子生活支援施設 母子自立支援員
10				
11	定例会 (第4回)	保健センター	私立保育園	教育相談室 幼稚園
12				
1	定例会 (第5回)	ハピネスセン ター	社会教育会 館	すくすくひろば 保健センター
2	研修予定			
3	定例会 (第6回)	支援センター	社会福祉 協議会	公立保育園 ハピネスセンター

※ 定例会は第3火曜日を基本とし、3月は第1火曜日とする。

※ 毎回の定例会では2機関が交代に情報提供及び事例報告を行い、実務者レベルでの相互理解に繋げる方法で行う。

※ チェックシート・アセスシートについては、プロジェクトで検討していく。